

令和8年度「高校生のための消費生活講演会」（出前講座）実施要領

1 趣旨

滋賀県内の消費生活相談窓口には、SNS をきっかけとした契約トラブルなど、若者からの相談が多数寄せられています。特に 18 歳を迎えた高校生は未成年者取消権がなくなるため、消費者として主体的に判断し、責任をもって行動できる力を身につける必要があります。

こうしたことから、滋賀県消費生活センター（以下「センター」といいます。）では、滋賀弁護士会と連携し、「高校生のための消費生活講演会」（出前講座）を実施します。

2 対象

滋賀県内の高等学校、特別支援学校高等部および中等教育学校（後期課程）（以下「学校」といいます。）の生徒および保護者

3 内容

標準的な内容は次のとおり。ただし、学校において希望がある場合、可能な限り対応します。

(1) テーマ

高校生や若者に多い消費者トラブルの事例と対処法

(2) 講師

消費生活相談員、消費者教育支援員、センター職員、弁護士

(3) 時間

50 分程度（弁護士を希望する場合は 60 分～90 分程度）

※動画の上映や寸劇（センター提供の台本により、教師、生徒に演じていただくもの）を組み込むことも可能です。

4 開催条件

(1) 開催日・時間

平日を原則とし、講座の時間は午前 10 時頃から午後 3 時頃までの間で設定してください。

※定時制課程などについては、ご相談に応じます。

(2) 場所

原則、学校でご準備ください。なお、オンライン配信による実施も可能です。

5 経費

講師の派遣に要する経費については、センターが負担します。

会場設営に関する経費については、学校でご負担ください。

6 申込み方法

別紙申込書により、希望日の 40 日前（弁護士の派遣を希望する場合は 2 か月前）までにセンターに提出してください。

7 申込み、問い合わせ先

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町 4-1

TEL：0749-27-2234 FAX：0749-23-9030、メール：cd30@pref.shiga.lg.jp

